

県土整備部各課長 様  
県土整備部各発注機関の長 様

技術調査課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について (通知)

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項に基づき緊急事態宣言が行われ、それを踏まえた対応について令和 2 年 4 月 8 日付け国土入企第 6 号により国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり依頼がありました。

つきましては、感染症拡大防止の観点から県土整備部においても下記のとおり取り組むこととしましたので適切な対応をお願いします。

なお、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」（令和 2 年 2 月 27 日付け技第 02260003 号）及び「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和 2 年 2 月 28 日付け技第 02280003 号）「「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長」等について」（令和 2 年 3 月 12 日付け技第 03120001 号）、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患等に伴う対応等について」（令和 2 年 3 月 25 日付け技第 03230001 号）は廃止します。

また、各市町村には当課から通知します。

## 記

### 1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウ

ウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等（和歌山県からの要請内容については <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00203871.html> を参照）の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

なお、これらの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱う。

また、以上の措置を講じるにあたっては、令和2年4月7日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、河川や道路などの公物管理や公共工事など、安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については最低限の事業継続が要請されていることに留意すること。

## 2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、適切な対応が図られるよう受注者に周知する。

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合は、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられている。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられている。

建設工事の現場では、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要となる。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要がある。

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生を極力回避するとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策を徹底すること。

## 3. 入札等手続における対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等の入札等の手続については、以下のとおりとする。

#### (1) 入札等の手続について

総合評価落札方式では建設系継続教育（CPD）の取り組み状況について評価の対象としているが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に伴って各種研修・会議が中止・延期になっている実情を考慮し、建設系CPD協議会に所属する各加盟団体が発行する証明書については、証明期間の最終日が令和2年3月1日以降となるものを、当面の間評価の対象とする。

なお、この取扱については、令和2年6月1日以降の入札公告から適用するものとする。

#### (2) 低入札価格調査ヒアリングの実施について

既に公告済の案件及び今後公告する案件については、原則ヒアリング（事情聴取）を実施しないこととする。なお、提出された調査様式に確認しなければならない事項がある場合には、電話等を活用して実施すること。

なお、ヒアリング（事情聴取）の実施が真に必要と認められる場合は、以下の対応を行うこととする。

- ・ヒアリング（事情聴取）を実施する必要がある場合は、本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話等を活用する。
- ・やむを得ず対面でのヒアリング（事情聴取）の実施が必要となった場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で参加するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

### 4. 契約事務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

契約事務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、発注者において適切な対応を図ること。

(1) 契約書等の受け渡し方法においては、発注機関の施設内に受け渡しを行うための部分を設けて、県職員が契約書等をその場に置いた後、2 m以上離れ、事業者が契約書等を受け取るなど、発注者と受注者が契約書等を直接手渡ししないようにし、「密接場面」が生じないように工夫すること。

(2) 契約書等の受け渡しに関する受注者の来庁においては、事前に時間を定めて来庁予約を行うなどし、多くの受注者が一度に集まる「密集場所」が生じないように工夫すること。

(3) 契約書等の受け渡しに関する受注者の待機場所においては、発注機関の事務処理を行うに当たり待機時間が発生した場合は、換気が十分行われる場所に、受注者同士が2 m以上離れて待機できるように椅子を配置するなどし、「密閉空間」が生じないように工夫すること。

県土整備部 県土整備政策局  
技術調査課  
技術基準班（1、2について）  
TEL 073-441-3083 内線 3083  
企画調査班（3について）  
TEL 073-441-3085 内線 3085  
契約管理班（4について）  
TEL 073-441-3081 内線 3089